

平成 25 年 1 月 23 日

法制審議会 刑事法(自動車運転に係る死傷事犯関係)部会

部会長 西 田 典 之 様

社団法人 日本精神神経学会

理事長 武 田 雅 俊

自動車運転による死傷事犯の罰則整備に関する要望

貴職におかれましては、自動車運転による死傷事故を防ぐための法整備のご検討にご尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、貴部会で、危険な自動車運転への罰則の検討に関連し、特定の病気に罹患していて、その影響により正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で死傷事故を起こした場合、15年以下の懲役とする罪を新設することが検討されていると聞き及んでおります。

もとより自動車運転に携わる者が正常な運転をなし得るよう最大限の努力を払うことは義務であり、仮にそれを怠った場合、その者は結果に対し社会通念相応の責任を負うのは当然のことです。

しかし、特定の病気と交通事故との関連は医学的に明らかでなく、病名を特に挙げ、それを要件として罰則の対象とするのは障害者の社会参加や差別解消の観点からも不適切です。アルコールや薬物の影響、通行禁止道路での運転や無免許運転など、明らかに故意による危険な運転と同列に扱うべきものとも思えません。

貴部会におかれましては、この点についてもご高配いただき、慎重な審議を行っていただくよう強く要望いたします。

参考として、当学会による「『一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言』についての批判」を添付いたします。